

公募参加説明書（案）

長野県警察本部

この説明書は、警察用航空機（ユーロコプター式AS365N3型、登録記号JA110E号）を被保険航空機とする航空保険引受希望者の公募に参加しようとする者（以下「公募参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 公募する事項

公募公告に示すとおり。

2 公募参加者に必要な資格

公募公告に示すとおり。

3 公募参加者に要求される事項

- (1) 公募参加者は、令和4年3月25日(金)午前10時までに、公募公告3の(2)、(4)及び(5)の事項について、別記様式によりこれを証明のうえ、公募公告4で示す場所に提出し、参加することについて承認を受けなければなりません。
- (2) 公募参加者は、公募公告等において求められた経済上及び技術上の要件があるときは、指定した期限までに公募参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 公募参加者は、本件航空保険仕様書及び本説明書を熟覧し、承諾の上で参加しなければなりません。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、公募公告に示す者に説明を求めることができます。ただし、契約相手方の決定後に、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

4 契約相手方の決定

- (1) 契約の相手方は、公募公告に示す日時・場所において、公募参加者又はその代理人（公募参加者が、3の(1)にいう別記様式によりあらかじめ指定した者をいう。以下同じ。）に、予算執行者が用意したくじを引かせ、決定するものとします。
- (2) 公募参加者又はその代理人がくじを引こうとするときは、当該事務を取り扱う職員に、3の(1)により承認を受けたことを証する書面（写しも可）及び身分証明書を提示しなければなりません。
- (3) 予算執行者は、契約の相手方決定後、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、決定を取り消すことができるものとします。

5 契約保険料

本契約の保険料額は、日本航空保険プールの料率を適用し、次のとおりとします。

補償項目	保険料額
第三者賠償責任保険	271,680 円
搭乗者傷害保険	1,323,500 円

6 契約保証金

(1) 契約の相手方は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を締結しなければ保険契約の締結ができない場合は、保険契約締結後、直ちにその保険証券を寄託するものとします。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。

イ 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。(この場合、該当する実績について、3の(1)にいう別記様式に記載して申告してください。)

(2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。

(3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、契約金額の10分の1に相当する金額以上とします。

(4) 契約保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 契約保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

(5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。

(6) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は変換する事由が生じたときは、これを還付することとします。

(7) 契約保証金には、利子を付さないものとします。

(8) 契約保証金の納付を免除されたものが契約上の義務を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付するものとします。

7 契約書の作成

契約は、保険契約申込書並びに保険証券、保険約款によることとし、契約の相手方は、契約締結後速やかに保険証券及び保険約款を予算執行者に交付するものとします。

8 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野市大字南長野字幅下692番地2

(機関名) 長野県会計局契約・検査課 用品調達係

(電話番号) 026(235)7079

9 その他必要な事項

(1) 公募参加者又はその代理人若しくは契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該公募参加者又はその代理人若しくは当該契約の相手方が負担するものとします。

- (2) 予算執行者は、本件調達契約の相手方を決定するために必要と認める場合は、公募参加者又はその代理人に対し、追加資料の提出を求めることができます。
- (3) 本件調達に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) この説明書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定によります。
- (5) 都合によりこの公募を中止することがあります。

別表 「契約保証金に代わる担保」

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人登記令（昭和39年政令第28号）第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に劣る金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関がする保証	金融機関の保証する金額